

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

道企業管理規程

- 北海道企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程…………… 1
○北海道電気事業工作物保安規程の一部を改正する規程…………… 1

道人事委員会規則

- 特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則…………… 2

道人事委員会告示

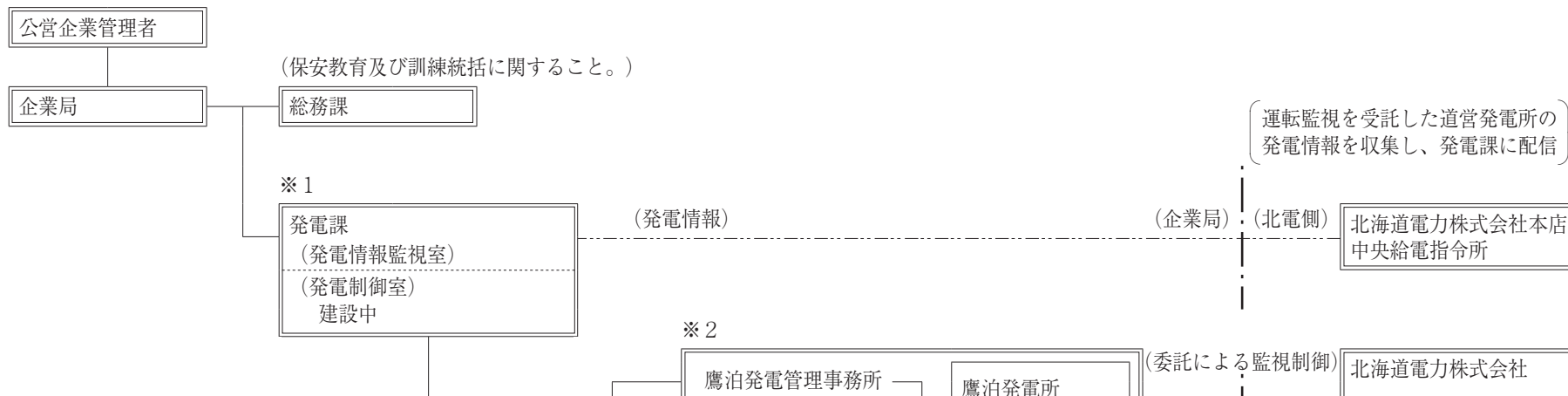
- へき地学校及びその級別の指定の一部改正…………… 3
○へき地学校に準ずる学校の指定の一部改正…………… 3
○特別の地域に所在する学校の指定の一部改正…………… 3
○準特地部局の指定の一部改正…………… 4

道 企 業 管 理 規 程

北海道企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定

別表第1（第4条関係）

保安に関する組織及び業務分掌



める。

平成31年3月26日

北海道公営企業管理者 浦 本 元 人

北海道企業管理規程第4号

北海道企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程
北海道企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程（昭和39年北海道企業局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定によりその例によることとされた職員の勤務時間等に関し必要な事項は、公営企業管理者が定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

北海道電気事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

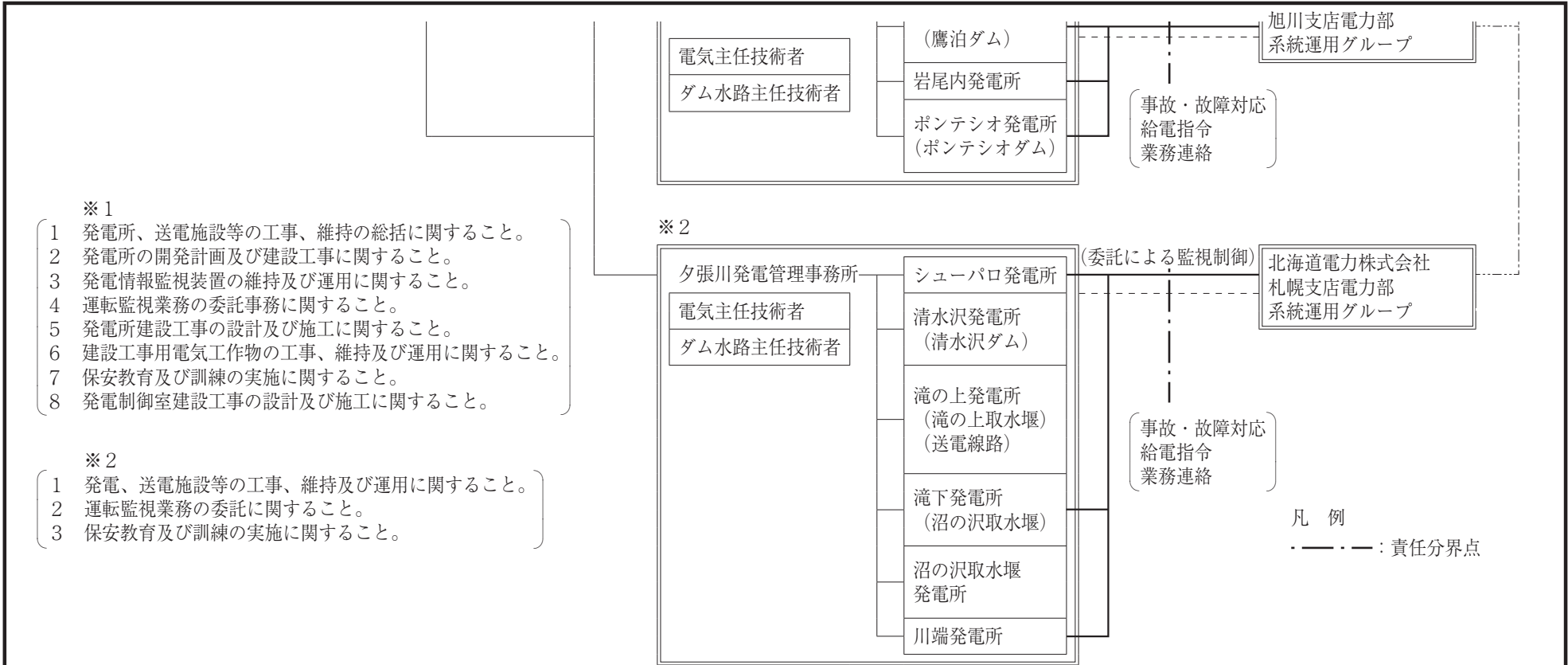
平成31年3月26日

北海道公営企業管理者 浦 本 元 人

北海道企業管理規程第5号

北海道電気事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程
北海道電気事業電気工作物保安規程（昭和61年北海道企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第4を次のように改める。



別表第4（第12条、第14条、第15条、第17条関係）
細則一覧表

項	目	規 程
1 運転、操作及び保守に関するもの	水力発電関係	道営発電所運転保守基準 沼の沢取水堰発電所運転保守基準
	通信関係	企業局無線局管理運用規程
	土木関係	鷹泊ダム操作規程 清水沢ダム管理規程 沼の沢取水堰管理規程 滝の上取水堰管理規程 ポンテシオダム管理規程
2 非常対策に関するもの		北海道地域防災計画

北海道災害対策本部企業班災害対策
実施要領
北海道企業局危機管理マニュアル

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

道 人 事 委 員 会 規 則

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月26日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知

北海道人事委員会規則7－1373

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則			
特地勤務手当等に関する規則（北海道人事委員会規則 7－357）の一部を次のように改正する。			
別表イの表函館の項中			
「	松前町字江良	松前警察署江良駐在所	」を
「	松前町字江良 松前町字静浦	松前警察署江良駐在所 松前警察署小島駐在所	」に
改める。			
附 則			
この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則の規定は、平成31年 3 月 4 日から適用する。			
道 人 事 委 員 会 告 示			
北海道人事委員会告示第 1 号			
平成27年北海道人事委員会告示第11号（へき地学校及びその級別の指定）の一部を次のように改正し、平成31年 4 月 1 日から施行する。			
平成31年 3 月26日			
北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知			
空知総合振興局の項中			
「	岩見沢市栗沢町美流渡栄町 岩見沢市栗沢町美流渡栄町	美流渡小学校 美流渡中学校	」を削り、石
狩振興局の項中			
「	石狩市厚田区望来	望来小学校	」を削り、胆
振総合振興局の項中「大滝小学校」を「大滝徳舜警学校」に改め、			
「	伊達市大滝区大成町	大滝中学校	」を削り、上
川総合振興局の項中			
「	名寄市風連町字瑞生	風連下多寄小学校	」及び
「			

「	中富良野町字富良野原野	本幸小学校	」を削り、オ
ホーク総合振興局の項中			
「	清里町字神威	光岳小学校	」及び
「	滝上町字サクルー原野基線	滝上高等学校	」を削り、十
勝総合振興局の項中			
「	士幌町字下居辺西 2 線 士幌町字上音更 士幌町字上音更西 3 線	下居辺小学校 新田小学校 西上音更小学校	」を削り、銅
路総合振興局の項中			
「	浜中町茶内西 7 線	茶内第一小学校	」を削り、根
室振興局の項中「中標津高等養護学校」を「中標津支援学校」に改める。			
北海道人事委員会告示第 2 号			
平成27年北海道人事委員会告示第12号（へき地学校に準ずる学校の指定）の一部を次のように改正し、平成31年 4 月 1 日から施行する。			
平成31年 3 月26日			
北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知			
十勝総合振興局の項中			
「	新得町西 2 条南 7 丁目	新得高等学校	」を削り、根
室振興局の項中			
「	根室市西浜町 4 丁目	根室西高等学校	」を削る。
北海道人事委員会告示第 3 号			
平成27年北海道人事委員会告示第13号（特別の地域に所在する学校の指定）の一部を次のように改正し、平成31年 4 月 1 日から施行する。			
平成31年 3 月26日			
北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知			
後志総合振興局の項中			
「			

| 共和町前田 | 共和高等学校 |」を削る。

北海道人事委員会告示第4号

平成28年北海道人事委員会告示第6号（準特地部局の指定）の一部を次のように改正し、平成31年3月4日から適用する。

平成31年3月26日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

イの表函館の項中

「 | 松前町字赤神 | 松前警察署小島駐在所 |」を
削る。